

## 江戸幕府勘定所と勘定所諸役人

飯島 千秋

はじめに

江戸幕府勘定所は、幕府財政の管理・運営を担当するとともに、全国に分布する幕領を直接支配する郡代や代官を指揮・監督して年貢米金の徴収・収納のほか民政や農政に携わるなど、江戸幕府を支えた諸役所の中でもっとも重要な中枢機関であった。

勘定所の正確な設置年は不明であるが、その名前が史料上に初めて登場するのは慶長10年(1605)といわれ、江戸幕府成立後あまり時期を隔てず設置されたものとされている<sup>(1)</sup>。そして、家康の駿府政権と秀忠の江戸政権の二元政治のもとでは、勘定所は駿府と江戸の両方に置かれ、元和2年(1616)に駿府政権が解体すると、江戸の勘定所に一元化された。

勘定所の長官は元禄期頃までは勘定頭と称していたが、以後は勘定奉行と改称された。なお、3代将軍家光の代においては、幕領や代官支配、金銀出納などの諸機能(職務)は年寄衆(老中)や留守居が担っていたが、寛永19年(1642)に至り、農政部門と財政経理部門が合体して、それら諸機能が勘定頭のもとに集中する体制が成立したのである。

勘定所は、本丸殿中の老中・若年寄下部屋近くに置かれた御殿勘定所と大手門横

(大手番所後)に置かれた下勘定所の2カ所に分かれていたが、江戸前期においても2カ所に分かれていたかどうかは明らかでない。そして、御殿勘定所には御殿詰と勝手方が、下勘定所には取箇方・道中方・伺方・帳面方・新田方をはじめとする諸掛りが置かれた。

なお、下勘定所は、幕末期の慶応3年(1867)6月に西丸に移されたが、御殿のみでは手狭ということで、二重橋外にあった納戸役所も勘定所にあてられた。そして、下勘定所があった建物は同年10月に奥詰銃隊詰所とされた<sup>(2)</sup>。

本稿は、江戸幕府勘定所の組織、職制を概観しつつ、下勘定所の間取りや勘定所役人と幕府評定所との関わりなど、これまでの研究において十分に検討されてこなかった諸点を中心に考察する。

## 1 勘定奉行の職務

勘定所の最高責任者である勘定奉行は、老中支配のもと、財政はもとより、経済、金融、交通・運輸(元禄11年<1698>からは道中奉行を兼帯)、貿易(長崎貿易)、警察・裁判、治水、防衛(幕末期に設けられた「海防掛り」の一員)など、実に多くの重要な任務を担当した。勘定奉行の役高は享保8

年（1723）以降 3000 石と決められ、さらに、宝暦 4 年（1754）以降は、「御役入用金」として毎年 300 両が支給された<sup>(3)</sup>。

勘定所は、享保 6 年に、年貢や在方普請、金銀米銭納払、知行割・代官割（所領や代官支配地の変更）などを担当する勝手方と、公事・訴訟、勘定奉行属僚の養子願いを含む急変・注進事項を担当する公事方とに分かれた。そして、翌 7 年には、勘定奉行や幕府財政等の監査・監察機能を担当する勘定吟味役も勝手方と公事方の双方に分かれて、二人ずつが 1 年交代でつとめることとされた（定員は 4 人）<sup>(4)</sup>。なお、その後、勘定奉行の担当交代任期制は廃止されて、必要に応じて交代するようになった。また、寛政 6 年（1794）には、勝手方勘定奉行について、3 カ年ずつ席順で担当するよう命じられるなどしたが、席順任用制は長続きしなかった<sup>(5)</sup>。

享保 7 年以降、勘定奉行は勝手方と公事方の 2 つの掛り（担当）に分かれてつとめたのであったが、それぞれの掛りにはさらに臨時に命ぜられる御用（掛り、担当）があった。天保 15 年（1844）8 月に、公事方勘定奉行から勝手方勘定奉行となった石河土佐守（政平）について、嘉永 2 年（1849）の場合でみると、関東筋川々定掛り、諸国川々御普請御取締之儀取扱、長崎表御用江戸取扱、小判之壺分判吹継御用掛り、町々困穀蔵掛り・植物御用取扱、米方之儀取扱、大坂御城御本丸御修復、朝鮮人来聘御用江戸表取扱、御儉約筋之儀取扱、諸向御貸付金之儀取扱などがあった<sup>(6)</sup>。

また、同年より同じく勝手方勘定奉行に就任した松平河内守（近直）について嘉永

2 年の場合をみると、東海道筋川々定掛り、御材木蔵掛り、新潟表御用江戸取扱、長崎表御用江戸取扱、御儉約筋之儀取扱、諸国浦々御備場御用取扱、通用銀・壺分（判）吹継御用掛り、諸向御貸付金之儀取扱、諸国川々御普請御取締之儀取扱などがあった<sup>(7)</sup>。勝手方を担当した勘定奉行二人には、重複あるいは単独で実に多くの臨時御用が命ぜられていたことがわかる。

## 2 下勘定所の構造・間取り

勘定所は江戸幕府を支えた諸役所の中でもっとも重要な機関であったが、これまで勘定所の構造、間取り（各掛り配置）の実態については全く不明であった。

ここに示す二つの勘定所間取り図は、いずれも下勘定所に関するもので、九州大学附属図書館付設記録資料館・九州文化史資料部門所蔵「石本文庫」に含まれる「御勘定所絵図案内」（A 図）と、同じく九州文化史資料部門所蔵「元山文庫」に含まれる「下御勘定所間取大概図」（B 図）である。

A 図と B 図を比べると、（一）A 図では、多くの各掛り担当役人名（姓名あるいは姓のみ）が記載されているが、B 図には全く記載がない。（二）A 図・B 図ともに二階に上る階段が記載され、下勘定所が一部二階建ての構造であったことが明示されるが、A 図には二階部分に置かれていた担当掛りの記載がない。しかし、一方の B 図では、玄関から入って右手奥の部屋の二階部分に米価方・知行割、道中方・御林方の記載が、また、左手奥の部屋の二階部分に酒造方・取締方の記載がある。（三）一階左手奥の

図1 下勘定所の構造・間取り (A図-「御勘定所絵図案内」)

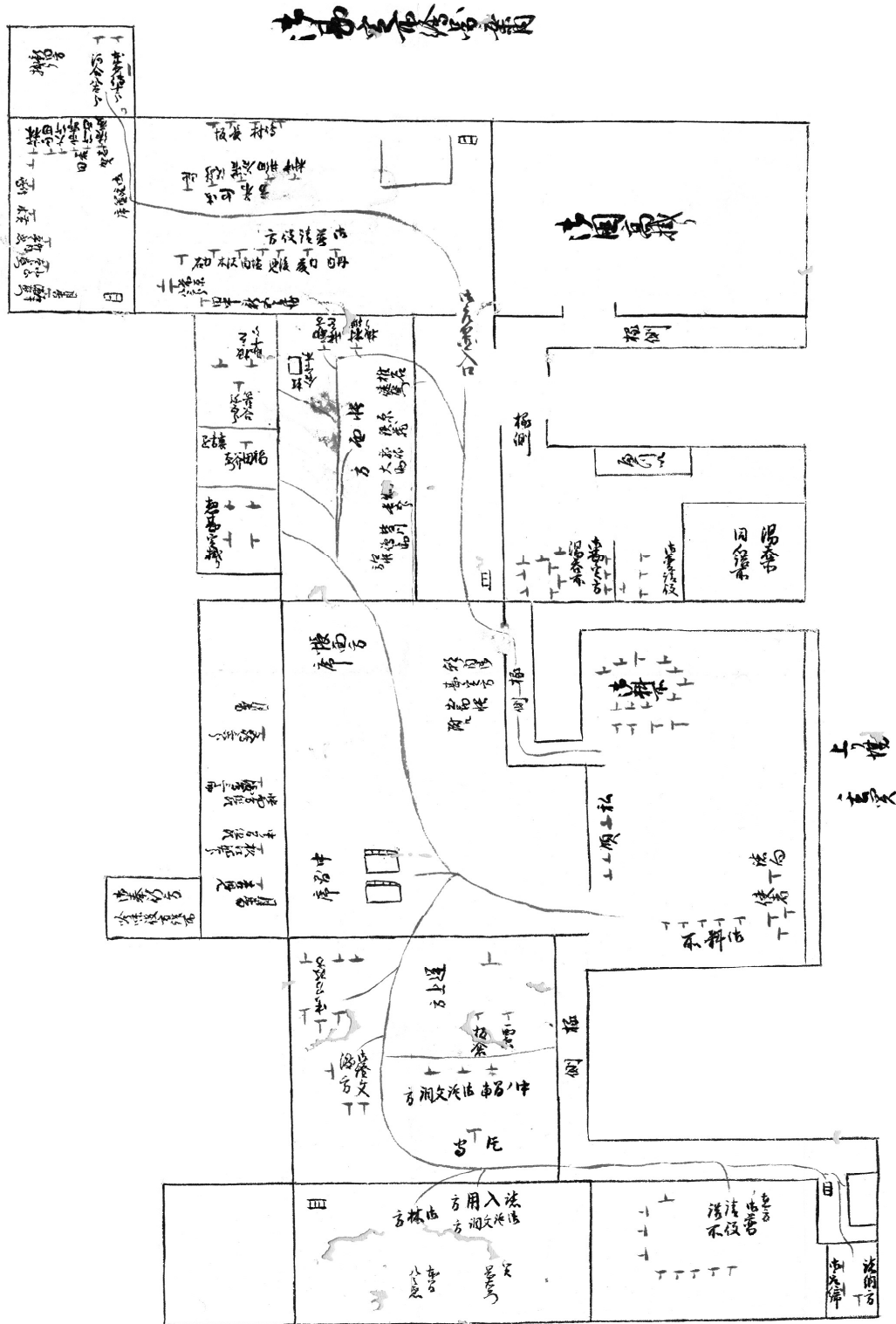
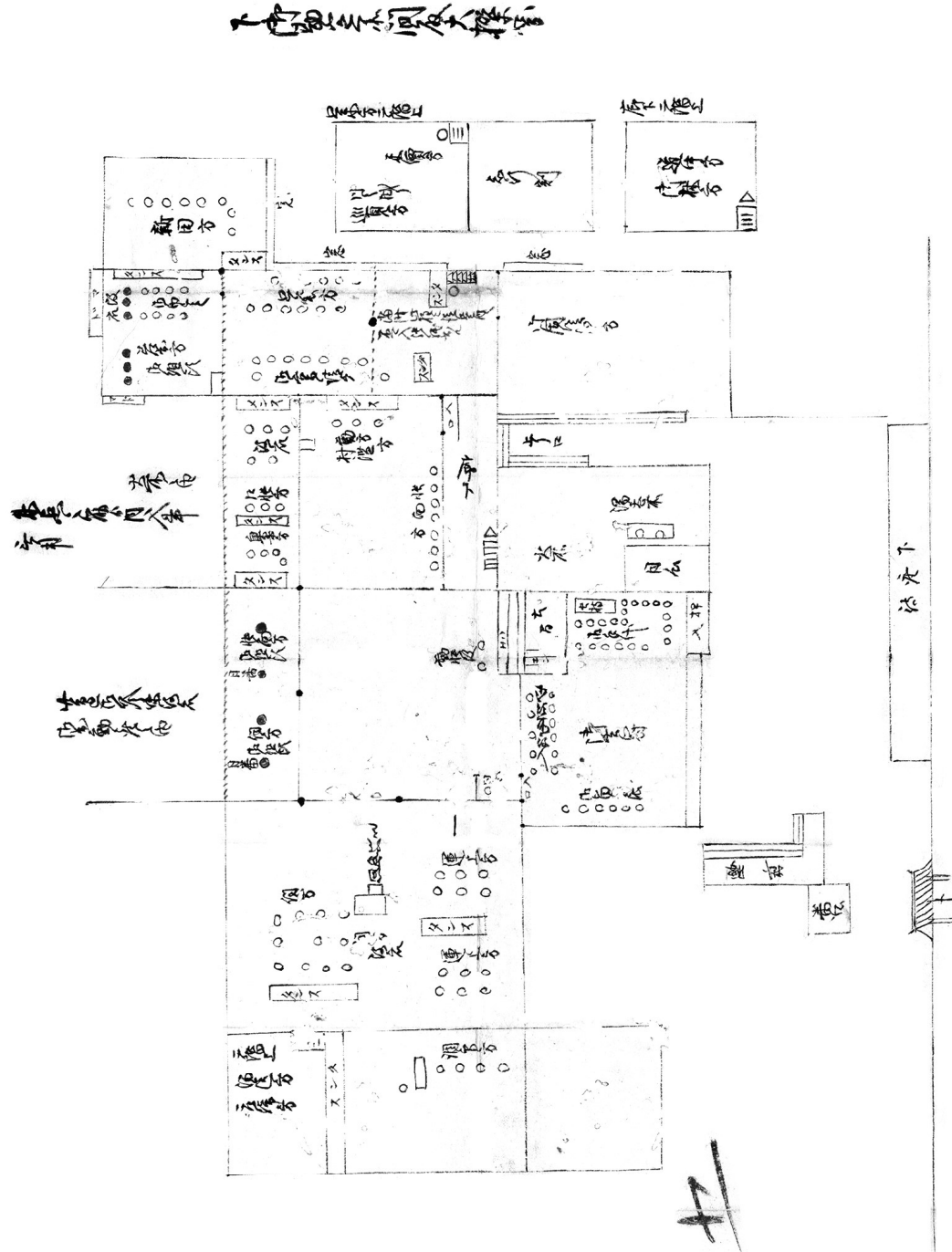


図2 下勘定所の構造・間取り (B図-「下御勘定所間取大概図」)



二つの部屋は、A図では諸入用方、御証文調方、御林方、在方御普請役詰所の記載があるが、B図では、一室が調印方で、もう一つは空室になっている（A図に記載された御林方は、B図では右手奥の二階に移っている）。（四）一階の右手奥手前の部屋は、A図では御国高掛の部屋となっているのに対して、B図では「御国絵□（欠字）方」の部屋となっている。

A図とB図の間にみられるこうした違いの多くは、二つの間取り図が書かれた時期によって生じたものであろう。A図が描かれた時期については、絵図に記された各掛りの担当役人名がそれを特定する手掛かりとなる。『柳営補任』によると、勘定組頭の杉江弥太郎は文政10年（1827）11月4日～天保7年（1836）が在任期間であり、渡邊三郎助は天保2年8月2日～天保13年11月5日が在任期間である<sup>(8)</sup>。ここからA図が描かれたのは天保2年から天保7年であった可能性が高いことが分かる（なお、普請方に名前のある前原八三郎は、天保7年5月6日に勘定から勘定組頭に昇任しているので、天保7年以前の状況が描かれたものであったことは確かである）。また、廻米方に名前のある長坂は勘定の長坂庄八郎と推定されるが、庄八郎は天保2年12月5日に家督を実子惣領（庄八郎）に譲っている。子の庄八郎は、同日小普請組支配高井左京（式房）組に入り、小普請組支配戸塚備前守（忠栄）組に所属していた天保9年7月4日に支配勘定出役となっている<sup>(9)</sup>。これらのことから、A図は天保2年8月～12月頃の勘定所の各掛り配置状況が描かれたものと推定される。

なお、幕府は、「諸国惣御国高之儀、元禄享保之度御調有之候処、年曆相も相立、増減も可有之儀に付」ということで、天保2年に「御国高取調」（郷帳の提出）を諸大名に命じ、その延長線上に天保国絵図が作成される<sup>(10)</sup>。A図にある「御国高掛」は、このときに設けられたものと考えられる。

一方、B図については、米価掛の記載があることから、米価掛が置かれた文化2年（1805）以降に描かれたものであることが分かる。そして、「御国絵□（欠字）方」が、「御国絵図方」とすると、天保国絵図の作成が始まったのが天保6年で、完成が天保9年であったことから、B図が描かれたのはこの期間であった可能性が高い。天保国絵図は、元禄国絵図を薄紙に書写した「切絵図」を諸大名等に渡し、そこに元禄期以降の変化や修正箇所を懸紙で修正させ、それが幕府勘定所に提出されて、幕府自らが清書を行って出来上がったものである<sup>(11)</sup>。国絵図の作成が江戸幕府の一大事業であったことを考えると、「切絵図」の提出先である勘定所の中に相応の部屋なり、担当の部署（掛り）が置かれても不思議はない。

### 3 勘定所分課と取扱い事項

勘定所における業務の役割分担一分課・分掌については、享保8年（1723）、同13年、宝暦11年（1761）、天保5年（1834）、嘉永2年（1849）、安政6年（1859）について明らかにされている。勘定所における勘定頭－勘定組頭－勘定－支配勘定という吏僚組織は、万治・寛文期（1658～72）に成立したと考えられているが<sup>(12)</sup>、そうしたこと



も背景に、勘定所機構－勘定所における業務の役割分担制（分課・分掌）－は、寛永期から享保期にかけて次第に整備されていったのである。

享保6年に公事方と勝手方とに担当が分かれた勘定所であったが、同8年には再び機構改革が実施された。これまで全国幕領を上方と関東とに二分し（上方・関東の区別は寛永15年〈1638〉にはすでにみられた）、上方勘定組頭・関東勘定組頭あるいは上方御勘定・関東方御勘定というように人員を振り分けて支配していたのを廃止し、勘定奉行が上方代官・関東代官を統一的に掌握するようになって、ここに勘定所による幕領の統一的支配が実現したのである<sup>(13)</sup>。そして、享保19年には、京都町奉行支配の代官についても、公事訴訟を除いて、年貢や在方普請、夫食種貸し（飢饉時の食料や糶種の貸与）など「地方」（在方、農村、広義に農政）に関することがらは勘定奉行の指示を仰ぐよう命ぜられており、勘定奉行の権限の一段の拡大がみられた<sup>(14)</sup>。

享保6年の勝手方・公事方の担当制をうけて、同8年7月になると、御殿勘定所では御殿詰と勝手方（勝手方納払御用）、下勘定所では取箇改（取箇方）・諸向勘定帳改（帳面方）・代官伺出吟味并知行所・代官割御用（伺方）という五つの掛りが置かれて、勘定所分課の原型ができあがり、その後諸掛りの新設や独立、掛り取扱い事項の変更などが行われた。そして、勘定組頭や勘定・支配勘定もそれぞれ各掛り（部署）に分かれて御用を担当したのである<sup>(15)</sup>。安政6年の時点でみると、御殿詰、勝手方、取箇方、伺方・帳面方のもとに、御殿詰改方、島々

産物掛り、御林炭掛り、御日記方、書上方、手形番、分限帳掛り、御金掛りをはじめ勝手方改方、積り方掛り、渡り方、御貸付掛り、浅草御蔵掛り、御鷹野方、運上方、国役掛り、道中方、帳面方、差出方、新田方、廻米方、普請方、町会所掛り、米価掛り、千両橋掛り、知行割をはじめとする、実に69にも及ぶ諸掛りが置かれていたのである<sup>(16)</sup>。

これらの諸掛りが分担していた役割・機能は多岐にわたるが、宝暦11年の史料「御勘定方人数並掛分書付」では、おおよそつぎのようであった（取扱い御用向きの内容は、一部を延享2年・天保5年の勘定所諸掛り勤め方に関する史料によって補足した）<sup>(17)</sup>。

御殿詰：諸向き（老中・若年寄ほか各方面）より下ってきた切米扶持方・各種金銀米銭渡りなどの断書の吟味（受取手形の改め・手形裏書きなど）、勘定奉行属僚から提出された諸願書（惣領目見願・屋敷願い・養子願ほか）に対する吟味と書上げ、諸向き（書替奉行・金奉行・蔵奉行・漆奉行など）への添え状の取り計らい、地方から報告・注進された事柄（孝行・奇特者書上げ、出火・百軒以上の類焼、流行病等々）や代官差出し物などの吟味。

勝手方：物成米金銀の元払い（代官所から納められる年貢米金銀・小物成運上などのうち、現地での支出分）、三季切米渡り方、張紙値段、そのほか品々吟味（献上金銀など諸向き納めの吟味、佐州・石州・但州物成・灰吹銀納め、各地米蔵・金蔵の納払帳改め、作事方ほか諸役所渡り金の吟味など、米や金銀銭の決算に関わることはほとんど勝手方の取扱い）。

取箇方：毎年の取箇（米納年貢高、代官は、村方への年貢割付状公布に先だち、田方検見終

了後に、幕府の年貢取り分を記載した御取箇帳を勘定所に提出した)、荒れ地起返し、諸国堤川除普請、廻米運送(年貢米の輸送)、各地御蔵詰米高の割賦、夫食(農民の食糧)・種貸などの吟味。

新田方：諸国新田願い、古田・新田・見取り場(河畔・山麓・原野などを田畑に開墾した所)などの検地・高入れ(石高を付けて村高に編入すること)などに関する伺いの吟味。

伺方：諸国小物成や諸運上、闕所田畑(財産没収となった田畑)の払い下げ代金などに関する代官・預所役人からの伺書の吟味(値段のつり上げや組落ち有無の確認)、神宝道具類の修復費用抑制のための吟味。

知行割：加増村替え、領地知行引替え(大名所替え、寺社領割替えなど)、代官・預所に対する増知・場所替え・割り渡し、そのほか品々吟味。

帳面方：諸国代官・預所、遠国役所から提出された諸勘定帳、勤方帳、諸国村鑑帳、各方面ですでに吟味済みの諸伺い、そのほか品々吟味。

道中方：東海道橋普請費用、宿場諸拝借・返納助成金の割賦伺い、街道筋川々出水・落水届け、代官所・預所から提出された道中に関する諸伺いの吟味。

御林方：上方・関東御林、百姓山から伐り出した材木・竹類・薪の春屋納め、そのほか品々吟味。

諸証文・諸帳面調方：代官・預所役人が行った勘定仕上げを諸証文留書(歳入・歳出に関して以前に提出された諸伺い証文)と突き合わせ改め、代官・預所の場所替えにさいして諸書物の改め、勘定の済んだ帳面の

取調べ、蔵入高増減の改め、書物の御蔵出し入れ、そのほか品々取調べ。

なお、このほかに、評定所留役・同諸書物改方・同書物方などの掛りがあって、評定所の式日立会い、寺社・町・勘定の三奉行が担当する訴訟の吟味と書留め、公事方勘定奉行内寄合や定吟味、勝手方勘定奉行宅での吟味もの、などを担当した(後述)。また、勘定吟味役手付は、勘定吟味役と相談して、勘定所の各掛りに二人ずつ分かれて御用をつとめた。

#### 4 勘定奉行配下の諸役人

前述したように、幕府勘定所においては、万治・寛文年間(1658～72)に勘定頭－勘定組頭－勘定－支配勘定という組織ができあがったといわれるが、元禄2年(1689)になると、それまで留守居の支配に置かれて江戸城御金蔵などを管理した金奉行(納方・払方金奉行とも)が勘定頭(勘定奉行)の支配に移行し、さらに銀座も勘定頭の管轄下となったとされる<sup>(18)</sup>。こうして幕府財政機構は、元禄期に至り勘定奉行が全面的に掌握することになったのである。

勘定奉行は、郡代・代官をはじめ(浅草)蔵奉行、大坂・二条蔵奉行、金奉行、大坂金奉行、漆奉行、林奉行、切手手形改、川船改役、評定所留役など、40をこえる役職者およびその属僚を支配したが<sup>(19)</sup>、日々勘定所に詰めて実質的に勘定所の任務を担っていたのが勘定組頭、勘定、支配勘定、支配勘定見習とよばれる人々であった。

勘定組頭は、『吏徴別録』では寛文4年(1664)に6人が置かれたのを始まりとして

いるが<sup>(20)</sup>、『徳川実紀』寛永9年(1632)7月26日の条、同15年12月5日の条などには勘定組頭の名が記されており<sup>(21)</sup>、寛永期には既に置かれていた。人数は、当初6～7人で、寛文期以降は10～12人程度が任命され<sup>(22)</sup>、役高は350石。宝暦6年(1756)より、関外(碓氷・小仏・箱根・白川の各関所より外の地域に御用に出かける時には、物書料として20両、関内の場合は15両が支給された<sup>(23)</sup>。また、勘定組頭の役料として、享保16年(1731)時点では、御殿詰と取箇方組頭に100俵が支給された<sup>(24)</sup>。なお、組頭のほとんどは勘定から就任しており、その後は勘定吟味役や代官に転じた。

勘定は、『徳川実紀』では寛永15年12月5日の条にはじめて登場するが、設置はさらにさかのぼるのであって、慶長末年にはその存在が確認されている<sup>(25)</sup>。勘定の役高は150俵で<sup>(26)</sup>、支配勘定などから就任する者が多く、その後は勘定組頭、代官、浅草蔵奉行、大坂・二条蔵奉行、金奉行、大坂金奉行などに転じた。

支配勘定は万治2年(1659)に新設され、役高は100俵、設置時の人数は24人であった<sup>(27)</sup>。そして、勘定・支配勘定が、関外に御用に出かける時には、宝暦6年から、物書料として15両、関内の場合は10両が支給された<sup>(28)</sup>。

勘定所役人の人数は時期により増減がみられたが、享保改革期に増員が著しかったといわれる。享保18年時点での「御勘定衆」は、享保8年の人数と比べて40人ほど増加して170～180人ほどにのぼった<sup>(29)</sup>。そして、宝暦11年の勘定所役人の総人数は251人(組頭12人・勘定134人、支配勘定93人、

支配勘定見習12人)であった<sup>(30)</sup>。また、その後の推移については、『吏徴別録』(下巻)が、「御勘定」の定員を寛政8年(1796)232人、文化9年(1812)223人としている<sup>(31)</sup>。そして、仮にこの記載が正しいものであったとすると、19世紀前半期における勘定所役人の人数は300人前後に達していたものと思われる。なお、幕末期の勘定所においては、「御備場掛り」・「台場掛り」など海防に関する掛りの新設が目立つが、安政3年(1856)時点での勘定所役人の総数は312人であった<sup>(32)</sup>。

勘定所は、慶応4年(1868)5月に、新政府が江戸鎮台を設置したさいに廃止され、民政裁判所と改称された。この民政裁判所は、同年8月に会計局、同年10月には会計官出張所と順次改称されながら翌明治2年(1869)7月に大蔵省に吸収されていく。

勘定所の廃止にともなう同役所勤仕者の去就であるが、彼らは「旧幕府勘定方勤仕官吏皆職ヲ民政裁判所ニ奉セシメ」ることとされて、民政裁判所勤務が命じられた。新政府は、財政制度を確立していく過程で、単に事務引継ぎのためという理由にとどまらず、彼らが勘定所で長年培ってきた実務能力を高く評価して人材確保を図ったのである。この時民政裁判所に勤仕を決めた者は代官1人、勘定組頭2人、蔵奉行(金奉行兼帯)5人、勘定28人、支配勘定11人、普請役40人など合計429人にのぼっている。また、この時病気などを理由に請印しなかった者も95人を数える<sup>(33)</sup>。

一方、徳川家重臣は、崩壊した江戸幕府に代わって新たに成立をみた駿河府中藩(70万石、明治2年6月17日静岡藩と改称)



の藩財政および領内支配にあてるための重要なメンバーとして、幕府勘定所とかかわりのある実務経験者の採用を考えていた(駿河府中藩は、慶応4年5月に田安亀之助(徳川家達)を城主として駿河一円に領地が認められて成立)。史料『駿河表召連候家来姓名』によると<sup>(34)</sup>、その予定人数は、勘定所役人である勘定頭2人、同並2人、勘定組頭6人、同勤方1人、勘定40人、同並17人などを含めて合計254人に達する。このうち何人が実際に駿河に移住したのかははっきりしないが、勘定奉行支配の代官や勘定所役人たる勘定組頭、勘定を含む多くの幕臣が駿河に移住して領内在地支配にあたったのである<sup>(35)</sup>。

## 5 幕府評定所と勘定所役人

評定所は、江戸幕府の最高裁判所ともいうべき機関であったが、その規則は寛永12年(1635)に定められた。そのころは、評議すなわち寄合は老中の屋敷で行われていたが、明暦3年(1657)の大火で老中酒井雅楽頭忠清の屋敷が類焼したため、類焼を免れた辰の口伝奏屋敷の内を仕切って使用したという。そして、その後寛文期(1661~1672)ごろに、同所に評定所の建物が建てられたのである<sup>(36)</sup>。

寄合は、最初は老中だけが参加したようであるが、寛永12年以降は寺社・町・勘定の三奉行(のちに「評定所一座」とよばれた)が主たる構成員となり、これに大目付などが参加して合議で訴訟審議や裁決を行った。評定所で取り扱う事件は、「他領他支配」関連事件(大名や幕府諸奉行に裁判権が付与さ

れない事件)の「公事出入」(民事事件)のみで、「吟味物」(刑事事件)については統轄奉行が単独で処理したという<sup>(37)</sup>。

老中や三奉行は、寄合日とされた月3日ずつの式日、立合(御用日)に出席したが、老中の立合への出席は明暦3年ごろより廃止され<sup>(38)</sup>、式日への出席においても寛文8年4月以降は審議の傍聴のみとなって、実権は三奉行に委ねられた。そして、老中の式日出席も享保5年(1720)8月以降は月1回だけとなった<sup>(39)</sup>。また、享保7年以降は、勘定奉行においても出席は公事方勘定奉行のみとされた(ただし、式日、立合のほか、三奉行がそれぞれ月番の役宅で審議を行う内寄合があった)<sup>(40)</sup>。

老中、三奉行以外では、大目付が式日に、目付が式日と立合に参加した(目付の立合出席は元禄2年(1689)8月から始まるが、式日出席も享保4年以前から始まっていた<sup>(41)</sup>)。徒目付や小人目付も雑用や警備目的で式日・立合に参加し、さらに、側衆や勘定吟味役が式日・立合に出席したことがあった。また、京都所司代や大坂城代、遠国奉行は、事務見習いのため式日・立合の傍聴が許された<sup>(42)</sup>。

こうした評定所の実務を支えたのが評定所留役(貞享2年<1685>設置、設置時8人、その後増減あり8~15人程度)や評定所留役助(宝暦3年<1753>設置、設置時4人、その後増減あり5~6人程度)、評定所留役当分助(設置年不詳、3~5人程度)、評定所改役(改方)(5人程度)、評定所書物方(貞享3年設置、設置時10人程度、ほかに助)、評定所書役(宝暦9年設置、設置時20人、ほかに出役、見習)、目安読(元禄5年設置、評定所勤役儒者3~5人、

寛政2年〈1790〉に廃止)、評定所同心(万治2年〈1659〉設置、番同心は設置時10人、内同心は設置時8人)、評定所使之者(元文5年〈1740〉設置、設置時4人)とよばれる人々であり<sup>(43)</sup>、いずれも勘定奉行の支配に置かれた。

評定所留役は、日々評定所に出勤し、三奉行指揮のもとで事件に関する下調べや実質的な審理を担当し、さらには老中からの諮問に対する評定所の答申書を作成するなど、事務方でもっとも重要な役割を果たした。評定所留役の人員は、勘定奉行配下の勘定からの出役が大半を占め(残りは支配勘定からの出役)、評定所留役助・当分助も勘定や支配勘定からの出役であった<sup>(44)</sup>。寺社奉行支配吟味物調役からの出役(4人程度)も評定所留役とよばれたが、しかし、彼らは常に評定所に勤務したわけではなく式日・立合日のみ評定所に出勤し、平日は月番の寺社奉行宅に出勤して公事・訴訟に携わった<sup>(45)</sup>。評定所書物方は、事務一般や訴訟書類の整理などを担当し、評定所改役は会計事務などを担当したが、いずれも勘定奉行配下の支配勘定からの出役であった<sup>(46)</sup>(評定所書物方は、宝暦8年以降人数を減らして、新たに細工所同心や御小人目付など小給の者からなる評定所書役を併せて置いた)。そのほか、目安読(評定所勤役儒者、儒者からの出役)は訴状の読み上げを行い(寛政2年〈1790〉の目安読廃止後、その任は留役に代わった)、評定所同心、使之者は評定所の守衛や雑役に従事した。

以上のように、評定所は事実上勘定所役人によって実務が担当され、運営されていたといえるのである。

## おわりに

以上、江戸幕府を支えた諸役所の中でもっとも重要な中枢機関であった幕府勘定所について、その組織・職制を概観しつつ、これまで考察が不十分であった下勘定所の間取り(構造)や勘定所役人と幕府評定所との関わりなどについて検討を加えた。ここでは、それらの検討から明らかになった諸点を整理して結びに代えたい。

- (1) 勘定所は、役所の最高責任者たる勘定奉行の支配に置かれ、享保7年以降、主に財政を担当する勝手方と公事方とに分かれていた。そして、勘定奉行も二手に分かれて担当した。一時、担当の交代任期制が導入されたが、長続きしなかった。なお、幕末期には、それぞれの担当のもとに、さらに多くの臨時御用が課せられた。
- (2) 大手門横(大手番所後)に設置された下勘定所は、天保期においては二階建ての構造となっており、「御国高掛」や「御国絵□(欠字)方」(欠字部分は「囿」と推量される)など、天保国絵図作成過程で必要とされた新たな部署(掛り)が下勘定所内に設置されていた。このことは、必要に応じて部署の新設、廃止が頻繁に行われたであろうこと推測させる。また、短期間での部署の部屋移動も行われていた。
- (3) 元禄期には、それまで留守居の支配に置かれた金奉行が勘定頭(勘定奉行)の支配に移行し、さらに銀座も勘定頭の管轄下となったとされる。元禄期に至り、勘定奉行が幕府財政機構を全面的に掌握

する体制となったといえる。なお、享保期にはさらに勘定奉行の権限が強化されたが、このころ勘定所内における業務の役割分担制－分課・分掌の原型ができあがったといわれている。

- (4) 勘定所においては、万治・寛文年間(1658～72)に勘定頭(勘定奉行)－勘定組頭－勘定－支配勘定という組織ができあがったとされる。勘定所役人の人数は、時期により増減がみられた。享保改革期には増員が著しかったといわれ、享保18年時点では170—180人を数えた。その後、18世紀後半から19世紀になると、人数はさらに増加して300人前後に達したものと推測される。そして、ペリー来航後の安政3年(1856)時点での勘定所役人の総数は312人であった。
- (5) 幕府崩壊とともに、勘定所は廃止され民政裁判所と改称された。新政府は、勘定所勤仕者が長年勘定所で培ってきた実務能力を高く評価して、彼らを民政裁判所で採用することとした。
- (6) 一方、徳川家重臣は、崩壊した江戸幕府に代わって新たに成立をみた駿河府中藩(70万石、静岡藩)の藩財政および領内支配にあてるための重要なメンバーとして、幕府勘定所勤仕者を含む多くの幕臣の採用を考えていた。
- (7) 評定所は、江戸幕府の最高裁判所ともいべき機関であったが、その実務・運営は、評定所留役や評定所改役、評定所書物方、評定所書役、評定所同心をはじめとする勘定奉行配下の勘定所役人によって実質的に担われていた。

## 【注】

- (1) 大野瑞男『江戸幕府財政史論』(吉川弘文館、1996年)412頁。
- (2) 『徳川禁令考』前集第三、1433号(創文社、1959年)(154頁)。新訂増補『国史大系・続徳川実紀』第5篇(吉川弘文館、1976年)203・285頁。
- (3) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊38・憲教類典(二)』(吸古書院、1984年)224頁。『古事類苑』官位部三(吉川弘文館、1978年)、491頁。
- (4) 前掲『徳川禁令考』前集第二、838号(176・177頁)。  
『日本財政経済史料』第四卷上(藝林舎、1971年)、20～22頁。
- (5) 高柳眞三・石井良助編『御触書天保集成』下(岩波書店、1941年)、5227号(350頁)。『大日本近世史料・柳営補任』二(東京大学出版会、1963年)、46頁。
- (6) 村上直・馬場憲一編『江戸幕府勘定所史料・会計便覧』(吉川弘文館、1986年)76頁。
- (7) 同『江戸幕府勘定所史料・会計便覧』77頁。
- (8) 前掲『大日本近世史料・柳営補任』四、248頁。
- (9) 前原八三郎については、前掲『大日本近世史料・柳営補任』四、248頁。長坂庄八郎については、京都大学文学部図書館所蔵『長坂氏記録』中の「明細書」。
- (10) 前掲『日本財政経済史料』第八卷下、737頁。杉本史子・河村克典・山田稔・磯永和貴・横地留奈子「山口県文書館所蔵絵図群の伝来と特質」(『東京大学史料編纂所紀要第』21号、2011年)。
- (11) 前掲「山口県文書館所蔵絵図群の伝来と特質」。
- (12) 馬場憲一「江戸幕府勘定所の機構と職務分課」(『法政史論』3号、1976年)。前掲、大野瑞男『江戸幕府財政史論』420頁。
- (13) 前掲『古事類苑』官位部三、504・505頁。
- (14) 前掲『日本財政経済史料』第八卷下、936頁。
- (15) 前掲『日本財政経済史料』第四卷上、78・90～95頁。
- (16) 前掲『江戸幕府勘定所史料・会計便覧』

- 194～224頁。
- (17) 前掲『日本財政経済史料』第四卷上、90～95、138～146頁。『同』第八卷下、579～691頁。
- (18) 前掲、新訂増補『国史大系・徳川実紀』第6篇、35頁。田谷博吉『近世銀座の研究』(吉川弘文館、1963年)162頁。
- (19) 勘定奉行支配の諸役人一覧については、「天保年間諸役大概順」(『徳川禮典録』下(原書房、1982年復刻)所収)、『国史大辞典』2(吉川弘文館、1980年)・「江戸幕府」の項(332頁)付表「江戸幕府職制一覧」を参照されたい。
- (20) 「吏徴別録」下巻(『続々群書類従』第七・法制部所収、続群書類従完成会、1969年)、92頁。
- (21) 前掲、新訂増補『国史大系・徳川実紀』第2篇、557頁。『同』第3篇、119頁。
- (22) 前掲、新訂増補『国史大系・徳川実紀』第5篇、142頁。
- (23) 前掲『日本財政経済史料』第二卷上、439頁。
- (24) 前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊38・憲教類典(二)』231頁。なお、前掲『吏徴別録』下巻(92頁)は、寛文12年に役料100俵の支給が始まったが天和2年に停止され、享保7年からは御殿詰と御取箇方組頭に対して再び支給された。そして、明和5年には評定所組頭に、天保14年からは何方、帳面方組頭にもそれぞれ100俵が支給されたとする。
- (25) 前掲、新訂増補『国史大系・徳川実紀』第3篇、119頁。前掲、大野瑞男『江戸幕府財政史論』116頁。
- (26) 前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊38・憲教類典(二)』232頁。
- (27) 前掲『日本財政経済史料』第四卷上、102頁。
- (28) 前掲『日本財政経済史料』第二卷上、439頁。
- (29) 前掲『国史大辞典』3・「勘定所」の項(835頁)。前掲『吏徴別録』下巻(98頁)では、享保8年の勘定衆の定員を130人、享保18年では186人とするが、前掲『古事類苑』官位部三(504～509頁)では、享保8年の勘定衆を127人、あるいは130～140人ほど、享保18年では本役勘定衆161人、助10人(計171人)と記す。
- (30) 前掲『日本財政経済史料』第四卷上、91頁。
- (31) 前掲『吏徴別録』下巻、98頁。
- (32) 前掲、村上直・馬場憲一編『江戸幕府勘定所史料・会計便覧』132～162、242頁。
- (33) 民政裁判所に関する記述は、拙著『江戸幕府財政の研究』(吉川弘文館、2004年)165・166頁。
- (34) 国立公文書館・内閣文庫所蔵。
- (35) 前掲、拙著『江戸幕府財政の研究』166頁。
- (36) 前掲『徳川禁令考』後集第一、1号(1・2頁)。
- (37) 前掲『国史大辞典』11、「評定所」の項(1021・1022頁)。
- (38) 前掲『徳川禁令考』後集第一、1号、2頁。
- (39) 前掲、新訂増補『国史大系・徳川実紀』第5篇、14頁。前掲『日本財政経済史料』第八卷下、564頁。
- (40) 前掲『徳川禁令考』前集第二、839号(177頁)。
- (41) 前掲『徳川禁令考』後集第一、1号(4頁)、前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊40・憲教類典(四)』457頁。
- (42) 前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊40・憲教類典(四)』457頁。前掲『内閣文庫所蔵史籍叢刊5・柳営秘鑑(一)』80・81頁。前掲『古事類苑』官位部三、616・617頁。新潟市歴史博物館所蔵『川村家文書』614号。
- (43) 松平太郎著・進士慶幹校訂『校訂・江戸時代制度の研究』(柏書房、1971年)682・683・695～700頁、前掲『古事類苑』官位部三、622・624頁、前掲『吏徴別録』下巻、98・111・121・123頁、前掲『江戸幕府勘定所史料・会計便覧』117・148・211頁。評定所留役は、安政3年の時点で10人(同助6人、同当分助4人、組頭および組頭格就任者を除く)であった。評定所留役組頭は、宝暦8年に新たに置かれたが(定員1人、350俵高・役扶持100俵)、幕末期には組頭格での就任者もみられた(合計2人)。さらに、幕末期においては、評定所の中に御赦掛り、関東御取締掛り、御仕置例並御触書掛り、六ヶ月掛りなどの新たな掛りも新設された(前掲、村上直・馬場憲一編『江戸幕府勘定所史料・会

計便覧』148～213頁)。なお、評定所同心の設置年について、前掲『吏徴別録』では万治2年とするが、前掲『校訂・江戸時代制度の研究』では万治元年としている。

(44) 神保文夫「江戸の法曹・評定所留役」(『學士會會報』849号、2004年)。前掲『古事類苑』官位部三、618頁。前掲、松平太郎著・進士慶幹校訂『校訂・江戸時代制度の研究』697頁では、留役助には勘定留役助と支配勘定留役助の2種類があったとする(留役当分助も同様)。

(45) 前掲『古事類苑』官位部三、615・618頁。  
なお、町奉行支配吟味物調役からの出役も評定所留役とよばれた。

(46) 前掲『古事類苑』官位部三、628・629頁。

(付記) 本稿は、横浜商科大学特別研究助成金による研究成果の一部である。記して感謝する。



